

# ユニットハウス等の取扱いについて(お知らせ)

## ① ユニットハウス等は建築物として取り扱われます

これまで、物理的に土地に結合していないユニットハウス等が建築物かどうかについて検討してきましたが、最近の裁判事例や国の建築基準法の解釈などから、建築物として取り扱われます。

## ② 市街化調整区域では、ユニットハウス等の設置が法に基づき制限されます

市街化調整区域内では、都市計画法に基づき市街化を抑制すべき区域として、開発行為(※1)や建築行為(※2)が禁止されています。

※ただし、ユニットハウス等の設置が例外的に許可される場合があります。

資材置場や車輛置場などの既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設は、許可を受けて建築することができる場合があります。

※1 開発行為とは・・・建築物の建築等を目的とした造成行為等を言います。

※2 建築行為とは・・・建築物を新築、増築、改築、移転又は用途変更することを言います。

## ③ 現地状況調査にご協力をお願いします

市街化調整区域における都市計画法等の適正運用の観点からユニットハウス等の現状などの調査のため、県の職員が伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

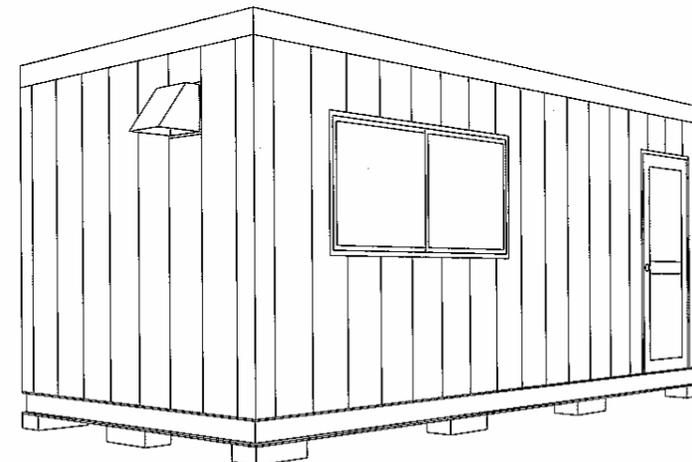
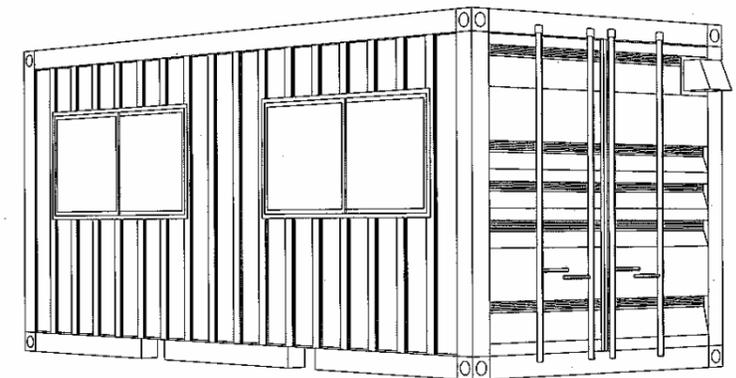
### 問い合わせ先

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ○富山県土木部建築住宅課    | 富山市新総曲輪1-7<br>電話：076-444-3359          |
| ○富山県高岡土木センター建築課 | 高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎内)<br>電話：0766-26-8426 |

## 建築物に該当するユニットハウス等の例

※ユニットハウス等は、物理的に土地に結合していなくとも、電線・電話線・給水管等の引き込みの有無にかかわらず、事務機器の設置、物品の収納等の状況により事務所、倉庫等の用途に継続的に使用されていると判断されるものについては、建築物に該当します。

<コンテナ>



<ユニットハウス>

<プレハブ>

